

# 第1回 福祉起業塾



# 藤田からお伝えしたいこと

- ✓ 私たちと皆さんは社会をより良くしていく対等なパートナーである
- ✓ 福祉事業経営の基本は論語と算盤
- ✓ 福祉事業経営は組織マネジメント=社長力
- ✓ 障害福祉関連法規を完全に理解し、それを事業化する力
- ✓ 法令遵守=コンプライアンス
- ✓ 自分だったらどういう福祉サービスを使いたいのか？
- ✓ 福祉事業の基本はドミナントと複合化



今日の勉強会の様子は  
*Facebook*など*SNS*に  
アップしてください

#藤田英明福祉起業塾

1年間で福祉事業経営が  
できるレベルに  
もっていきます



# 自己紹介

## 犬8頭 + 猫4頭 + フェレット1頭 + 鳥84羽と同居中



- 22才：明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業（精神病院で実習兼ボランティア）
- 22才：社会福祉法人に介護職兼生活相談員で就職
- 23才：事務局長に就任
- 24才：施設長・理事に就任/障害者授産施設で超高級梅干し製造販売（月商650万）
- 25才：入居者が働ける老人ホームを開設し厚労省と論戦
- 26才：起業（混合介護で夜間対応型高齢者デイサービス）
- 29才：夜間対応型デイサービスの全国展開を開始
- 31才：厚生労働省と混合介護で論争
- 34才：介護事業で台湾及び中国進出・全国通所介護事業者連絡会設立・テレ東WBS出演
- 35才：日本全国に950事業所展開（世界一の拠点数）・アルジャジーラ出演
- 36才：内閣府規制改革会議参画・NHK出演
- 37才：首相公邸で講演
- 40才：株式会社アニスピホールディングス設立
- 41才：厚生労働省福祉人材確保室長の武内氏と共著で「介護再編」出版
- 42才：ペット共生型障害者グループホーム「わおん/にゃおん」の運営スタート
- 44才：運動療法を主とした生活介護（障害者デイサービス）「ワーカウト」の運営をスタート
- 45才：グラミン日本アドバイザリーボード就任

### 【基本データ】

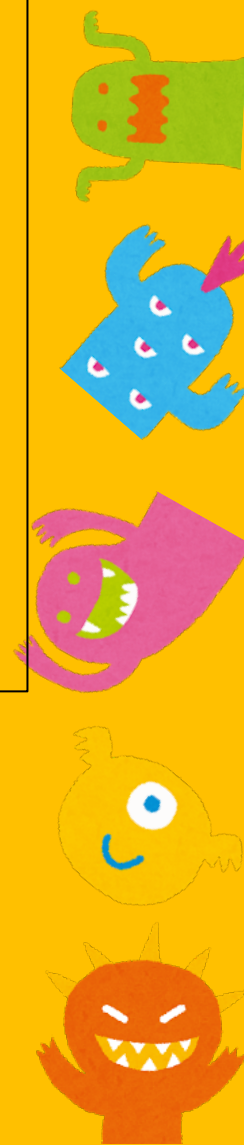
1975年11月生まれ  
蠍座  
卯年  
A型  
長男  
犬派でもあり猫派でもある  
先祖は水戸藩の藤田東湖

### 【現職】

アニスピHD（代表取締役）  
グラミン日本（アドバイザリー）  
医療法人杏林会（理事）  
東京社中（代表取締役）  
社団サビ管協会（理事）  
トリプルダブリュー（顧問）

R3年2月1日で

**834**拠点



月1万円で  
成功体験を  
毎月2回も  
ゲットできる  
チャンス！！

藤田 英明 株代



あなたの課題解決ができる場所を  
ご用意いたしました！

- 1 受講後すぐに実践できる方法を学べる
- 2 他の経営仲間と気兼ねなく本音の情報交換ができる
- 3 リアルタイムだからその場ですぐに相談できる

02.PICK UP

## 東京社中独自の スペシャルサービス

介護・福祉業界の重鎮“藤田 英明”がお届けする  
スペシャルサービス

## 介護・福祉事業経営相談 会員制オンラインサロン

介護福祉業界一筋26年！

業界の悩みをすべてリアルタイムで解決！



# 福祉とは何か？

福祉の対象は、障害に限らず、貧困、児童、女性、LGBT、シングル、高齢などなど非常に**範疇は幅広く、奥深い。**



福祉の仕事は、生活上で困っている人に対して  
どのように支援したら  
その人のQOL（生活の質）が上がるかを  
「**考え**」それを「**実践**」する仕事です

福祉の本質は「行為」ではなく「**思考**」です。ただの福祉屋にならないようにしましょう！

「**思考**」と「**専門性**」に基づく「**実践**」を福祉の専門職として提供していくためにインプットを！

資本主義社会の中で、どうしてもこぼれ落ちてしまう人たちに対して、

**社会のセーフティネット機能を拡充**させることによって

**間接的経済波及効果**やチャレンジングな就労を促進し、

結果として日本の**GDP**を伸ばし、日本経済という**パイを拡大**し

そこから生み出された富を再分配することによって

より一層福祉を充実させていくという**好循環**をつくりたい

病院や施設に収容して**非労働力化**するのではなく

安定して働ける環境を福祉で整え、

**希望や能力や障害や高齢特性などに応じて働くことができる場所**を用意し、

高齢でも、障害があっても、どのようなチャレンジングな状況にあっても

**誰もが**働いて稼ぐことができ、GDPに貢献できるような国をつくるのが

実は【**新しい資本主義**】なのではないか？



今日のテーマは

「会社」

会社とはなんですか？

会社とは

**会社法に基づいて設立された、営利を目的とした商業行為を行う集団**

では

会社は現在日本国内で何法人あるでしょうか？

2,767,336



では

その内、黒字の会社は何法人あるでしょうか？

977,170

興味のある方は下記国税庁のホームページからご確認ください

[https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/hojin2019/pdf/04\\_hojinsu.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/hojin2019/pdf/04_hojinsu.pdf)

では続いては、

法人の種類についてです

営利法人	営利（利益を得ること）を目的とした法人
公益法人	営利を目的とせず、公の利益を目的とする法人。社団法人、財団法人などがある。広い意味では、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人も公益法人に含まれる
中間法人	平成14年にできた、新しい法人区分。営利法人と公益法人の中間的な位置づけで、労働組合、協同組合などがある
特定非営利活動法人 (NPO法人)	営利を目的とせず、福祉・地域安全・街づくり等の社会貢献を行う法人



では、

営利法人の種類について

	社員構成	出資者の責任	損益配分	業務執行機関
株式会社	*1名以上 *有限責任社員のみ	有限責任 (*1)	出資比率に応じて配分する	取締役1名以上
合名会社	*1名以上 *無限責任社員のみ	無限責任 (*2)	定款で自由に配分を決めることができる	業務執行社員 1名以上
合資会社	*無限責任社員と有限責任社員 各1名以上	無限責任と有限責任	定款で自由に配分を決めることができる	業務執行社員 1名以上
合同会社 (日本版LLC)	*1名以上 *有限責任社員のみ	有限責任	定款で自由に配分を決めることができる	業務執行社員 1名以上
LLP	*2名以上 *有限責任組合員のみ	有限責任	定款で自由に配分を決めることができる	各組合員

\*1 有限責任.....出資者（株式会社の場合なら株主）が、出資した会社の責任を出資額以上に負わないこと

\*2 無限責任.....出資した会社の責任を、出資額に制限されることなく負うこと

日本で一番多い法人格はどれでしょう？

96%が株式会社

では、

会社とは何なのか？

ピーター・ドラッカー氏によると



**「事業には目的が必要」**

仕事に価値を求める人間が集まって、  
力を合わせて仕事をしようというのですから、

**事業は「何のため」という目的が必要です。**

そして、ピーター・ドラッカー氏は

**「事業の目的は顧客の創造である」**

と言います。

どういう意味だと思えますか？

**「事業の目的は喜ぶ人を増やすこと」**

これは渋沢栄一の

**「論語と算盤」**と底通しています。

人々に喜んでもらった結果、  
利益が生まれてくる

また、ピータードラッカーは

**「企業には2種類のお客様が存在する」**

と言います。

何でしょう？

# 顧客と従業員



会社の外において商品やサービスを使ってくれる人です。

もう一人は、会社の中にて会社の仕事をしてくれる人です。

**「事業を提供する一つ一つの会社が、喜んでくれる人を増やしていけばどんどん良い社会になっていく」**

これがドラッカー氏の考えの根底にあるものです。

会社を作るにあたってのドラッカー氏からの問いです

•第一の問い われわれの**使命**は何か

•第二の問い われわれの**顧客**は誰か

•第三の問い 顧客の**価値**は何か

•第四の問い われわれの**成果**は何か

•第五の問い われわれの**計画**は何か

法人を設立する前に  
必ずやるべきこと4つ

①法人名は子供の名前をつけるように

①法人名は子供の名前をつけるように

### 【法人名】

NPO法人いきば (Iki-BA) (生きる場所/行きやすい場所/粹な場所/イキイキする場所/良い気の場所)

※特定NPO取得する

### 【目的】

法人名は「NPO法人いきば」です。

”いきば”の名称は、

「生きる場所」

「行きやすい場所」

「粹な場所」

「イキイキする場所」

「良い気の場所」

を表現しており、具体的には下記のような事業に取り組んでまいります。

- 虐待・貧困家庭の子どもたちの駆け込み寺
- 引きこもりの子供たちの居場所
- 就労困難者への資格取得支援
- 障害者・高齢者・低所得者身元保証
- 学習支援
- 相談支援
- 保護犬・猫シェルター
- 自立援助ホーム（児童福祉法）
- 一時預かり事業（児童福祉法）

②企業理念=何のための法人なのか？



③ ビジョン=どう実現していくのか？

④事業計画=事業として成り立つのか？

では次に具体的に会社を  
作っていきましょう

なぜ会社を作るのか？

社会的信用が得られる

資金調達がしやすくなる

営業面で有利になる

節税効果が期待できる

ただ、障害福祉事業や介護保険事業は

「法人格」

がなければ事業を行うことができません

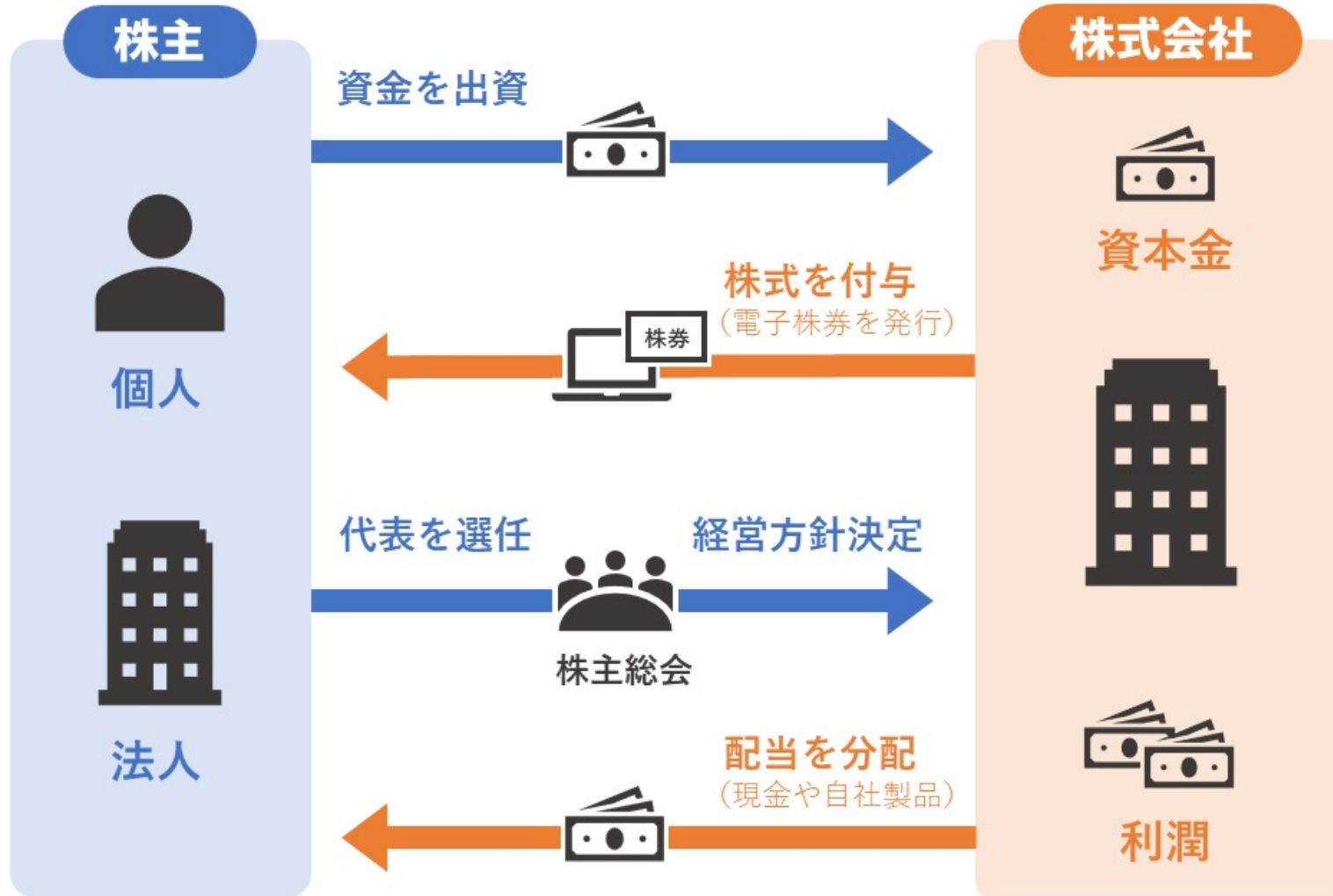
では、法人格って  
どれくらいあるのか？

法人名称	読み	漢字略語	カナ略語		
			頭部	途中	末尾
株式会社	(かぶしきがいしゃ)	(株)	カ)	(カ)	(カ
有限会社	(ゆうげんがいしゃ)	(有)	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	(ごうめいがいしゃ)	(名)	メ)	(メ)	(メ
合資会社	(ごうしがいしゃ)	(資)	シ)	(シ)	(シ
合同会社	(ごうどうがいしゃ)	(同)	ド)	(ド)	(ド
医療法人	(いりょうほうじん)	(医)	イ)	—	(イ
医療法人社団	(いりょうほうじんしゃだん)				
医療法人財団	(いりょうほうじんざいだん)				
社会医療法人	(しゃかいいりょうほうじん)				
財団法人	(ざいだんほうじん)	(財)	ザイ)	—	—
一般財団法人	(いっぱんざいだんほうじん)	(一財)			
公益財団法人	(こうえきざいだんほうじん)	(公財)			
社団法人	(しゃだんほうじん)	(社)	シャ)	—	—
一般社団法人	(いっぱんしゃだんほうじん)	(一社)			
公益社団法人	(こうえきしゃだんほうじん)	(公社)			
宗教法人	(しゅうきょうほうじん)	(宗)	シユウ)	—	—
学校法人	(がっこうほうじん)	(学)	ガク)	—	—
社会福祉法人	(しゃかいふくしほうじん)	(福)	フク)	—	—

更生保護法人	(こうせいほごほうじん)	**	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	(そうごがいしゃ)	(相)	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	(とくていひえいりかつどうほうじん)	(特非)	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	(どくりつぎょうせいほうじん)	(独)	ドク)	(ドク)	(ドク
地方独立行政法人	(ちほうどくりつぎょうせいほうじん)	(地独)	チドク)	(チドク)	(チドク
弁護士法人	(べんごしほうじん)	(弁)	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	(ゆうげんせきにんちゅうかんほうじん)	(中)	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	(むげんせきにんちゅうかんほうじん)				
行政書士法人	(ぎょうせいしよしほうじん)	(行)	ギヨ)	(ギヨ)	(ギヨ
司法書士法人	(しほうしよしほうじん)	(司)	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	(ぜいりしほうじん)	(税)	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	(こくりつだいがくほうじん)	(大)	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
公立大学法人	(こうりつだいがくほうじん)				
農事組合法人	(のうじくみあいほうじん)	**	ノウ)	(ノウ)	(ノウ
管理組合法人	(かんりくみあいほうじん)	**	カンリ)	(カンリ)	(カンリ
社会保険労務士法人	(しゃかいほけんろうむしほうじん)	**	ロウム)	(ロウム)	(ロウム



# 株式会社の仕組み



法人格による違いは？

	株式会社	合同会社	一般社団法人	一般財団法人	NPO法人
特徴	出資と経営が分離された営利法人。	出資と経営が一致した営利法人。	人の集まり（ <b>社団</b> ）に法人格が付与された非営利法人。	財産の集まり（ <b>財団</b> ）に法人格が付与された非営利法人。	一定の非営利活動（特定非営利活動）を目的とする非営利法人。
課税形態	全所得課税	全所得課税	全所得課税（一定要件を充たせば収益事業課税）	全所得課税（一定要件を充たせば収益事業課税）	収益事業課税
最高意思決定機関	株主総会	社員の同意	社員総会	評議員会	社員総会
経営陣	取締役（必須）、取締役会（任意）	業務執行社員	理事（必須）、理事会（任意）	理事（必須）、理事会（任意）	理事（必須）、理事会（必須）
役員の最低人数	取締役1名	業務執行社員1名	理事1名	理事3名、監事1名	理事3名、監事1名
設立に必要な人数	1名	1名	2名	7名	10名

よくある質問①

収益事業って？

## 収益事業の範囲

公益法人等の収益事業から生じた所得は、法人税の課税対象となります。

収益事業とは次の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人税法二十三、法人税法施行令5①）。

- |          |                 |                   |
|----------|-----------------|-------------------|
| 1 物品販売業  | 13 写真業          | 25 美容業            |
| 2 不動産販売業 | 14 席貸業          | 26 興行業            |
| 3 金銭貸付業  | 15 旅館業          | 27 遊技所業           |
| 4 物品貸付業  | 16 料理店業その他の飲食店業 | 28 遊覧所業           |
| 5 不動産貸付業 | 17 周旋業          | 29 医療保健業          |
| 6 製造業    | 18 代理業          | 30 技芸教授業          |
| 7 通信業    | 19 仲立業          | 31 駐車場業           |
| 8 運送業    | 20 問屋業          | 32 信用保証業          |
| 9 倉庫業    | 21 鉱業           | 33 無体財産権の提供等を行う事業 |
| 10 請負業   | 22 土石採取業        | 34 労働者派遣業         |
| 11 印刷業   | 23 浴場業          |                   |
| 12 出版業   | 24 理容業          |                   |

なお、公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業は収益事業から除かれているため、公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません(法人税法施行令5②)。

## よくある質問②

NPO法人には種類があるんですか？



	NPO	NPO法人	認定NPO法人
営利目的 非営利目的	非営利目的	非営利目的	非営利目的
法人格	なし ※任意団体の扱い	あり	あり
申請	不要 ※自ら名乗る	必要 書類審査あり	必要 認定要件あり ・設立1年以上 ・一定以上の寄付実績など
情報公開	団体の自由	事業報告の提出義務あり ※毎年都道府県庁に提出 一般に閲覧可能となる	事業報告の提出義務あり ※毎年都道府県庁に提出 一般に閲覧可能となる
団体数	不明 ※統計なし	50,094団体 (2015.3.31時点)	789団体 (2015.2.28時点)

## よくある質問③

NPO法人の目的は何でもいいのですか？



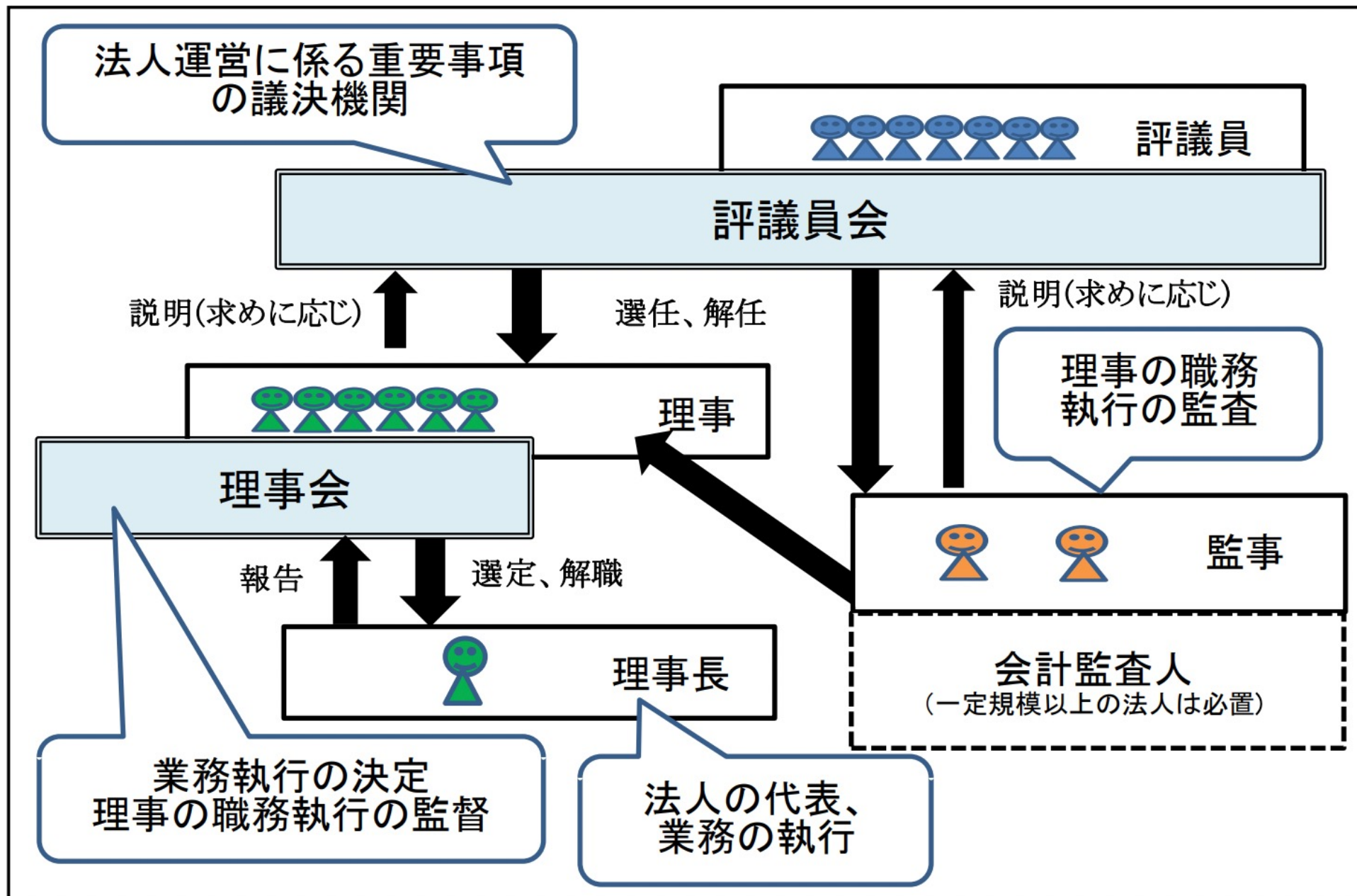
## NPO法人の「特定非営利活動」とは

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

## よくある質問④

社会福祉法人で作れるのですか？

# 社会福祉法人の経営組織



## <主たる事業>

社会福祉を  
目的とする事業

第1種  
社会福祉事業

第2種  
社会福祉事業

## <従たる事業>

公益事業

→社会福祉に関係のある  
事業でなくてはならない

収益事業

→収入は社会福祉事業およ  
び公益事業の運営に  
あてられる。



# 社会福祉法人制度の概要（まとめ）

## 1. 社会福祉法人とは

○ 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人

※ 社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則

⇒ 特養、児童養護施設 等

・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし ⇒ 保育所、障害福祉サービス事業 等

※ 個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

## 2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○ 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、

① 自主的な経営基盤の強化

② 提供する福祉サービスの質の向上

③ 事業経営の透明性の確保を図る必要がある。

○ 社会福祉法人には、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供する責務がある。



### 3. 社会福祉法人の運営

○ 社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受ける一方で、税制優遇措置や補助金の交付等の支援措置を受けている。

※ 公益性の高い事業は、国や地方自治体が法律や条例で経営や契約の自由を制限している。

※ 公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者若しくは国庫)、財務諸表等の届出・公表、所轄庁による指導監査等

※ 支援措置…社会福祉事業・公益事業に係る法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付等

### 4. 社会福祉法人の所轄庁

○ 法人の行う事業が都道府県又は市(特別区)の区域内の場合は都道府県知事又は市長(特別区長)が認可・指導監督等を実施

○ 2以上の都道府県の区域にわたる場合は都道府県知事、そのうち特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監督等を実施

# 社会福祉法人に対する優遇措置・規制監督

- 社会福祉法人は、その公益性・非営利性に鑑みて、税制面や補助金交付等の優遇措置がある一方、運営等に一定の要件が定められており、公的な規制・監督を受ける。

<b>優遇 措置</b>	法人税、登録免許税、固定資産税等の非課税措置 施設整備費、運営費に係る補助金の交付 退職手当共済制度に対する公費負担 社会福祉法人への寄附者に対する税額控除
<b>規制 監督</b>	所轄庁による定款の認可、基本財産処分の承認等 所轄庁による指導監督(報告、指導監査、勧告・行政処分) 収益や資金の用途制限 解散時の残余財産の帰属先の制限

- ▶ **所轄庁の指導監査** : 一般監査(基本的に3年に1回、定期的実施)  
特別監査(重大問題の発生時等に実施)



# 第一種社会福祉事業の種類

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護法に規定する救護施設、更生施設</li><li>・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設</li><li>・生計困難者に対して助葬を行う事業</li><li>・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム</li><li>・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設</li><li>・売春防止法に規定する婦人保護施設</li><li>・授産施設</li><li>・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業</li><li>・共同募金を行う事業(法第113条)</li></ul> |
|---|---|

○ 以下の事業は社会福祉事業に含まれない。

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・更生保護事業</li><li>・実施期間が6月(連絡・助成事業は3月)を超えない事業</li><li>・社員又は組合員のための事業</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業</li><li>・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業</li></ul> |
|--|--|



# 第二種社会福祉事業の種類①

## 【生活保護法関係】

- 医療保護施設
- 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

## 【生活困窮者自立支援法関係】

- 認定生活困窮者就労訓練事業

## 【児童福祉法関係】

- 障害児通所支援事業
- 障害児相談支援事業
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 小規模保育事業(※定員10人以上のもの)
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業

- 助産施設

- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童家庭支援センターを運営する事業
- 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

## 【認定こども園法関係】

- 幼保連携型認定こども園

## 【特別養子縁組あっせん法関係】

- 養子縁組あっせん事業

## 【母子及び寡婦福祉法関係】

- 母子家庭日常生活支援事業
- 父子家庭日常生活支援事業
- 寡婦日常生活支援事業
- 母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム

## 【老人福祉法関係】

- 老人居宅介護等事業
- 老人デイサービス事業
- 老人短期入所事業
- 小規模多機能型居宅介護事業
- 認知症対応型老人共同生活援助事業

# 第二種社会福祉事業の種類②

## 【老人福祉法関係】

- 複合型サービス福祉事業
- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 老人介護支援センター

## 【障害者総合支援法関係】

- 障害福祉サービス事業
- 一般相談支援事業
- 特定相談支援事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム

## 【身体障害者福祉法関係】

- 身体障害者生活訓練等事業
- 手話通訳事業
- 介助犬訓練事業
- 聴導犬訓練事業
- 身体障害者福祉センター
- 補装具製作施設

## ■ 盲導犬訓練施設

## ■ 視聴覚障害者情報提供施設

## ■ 身体障害者の更生相談に応ずる事業

## 【知的障害者福祉法関係】

## ■ 知的障害者の更生相談に応ずる事業

## 【生活困窮者自立支援法関係】

## ■ 認定生活困窮者就労訓練事業

## 【その他】

## ■ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

## ■ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

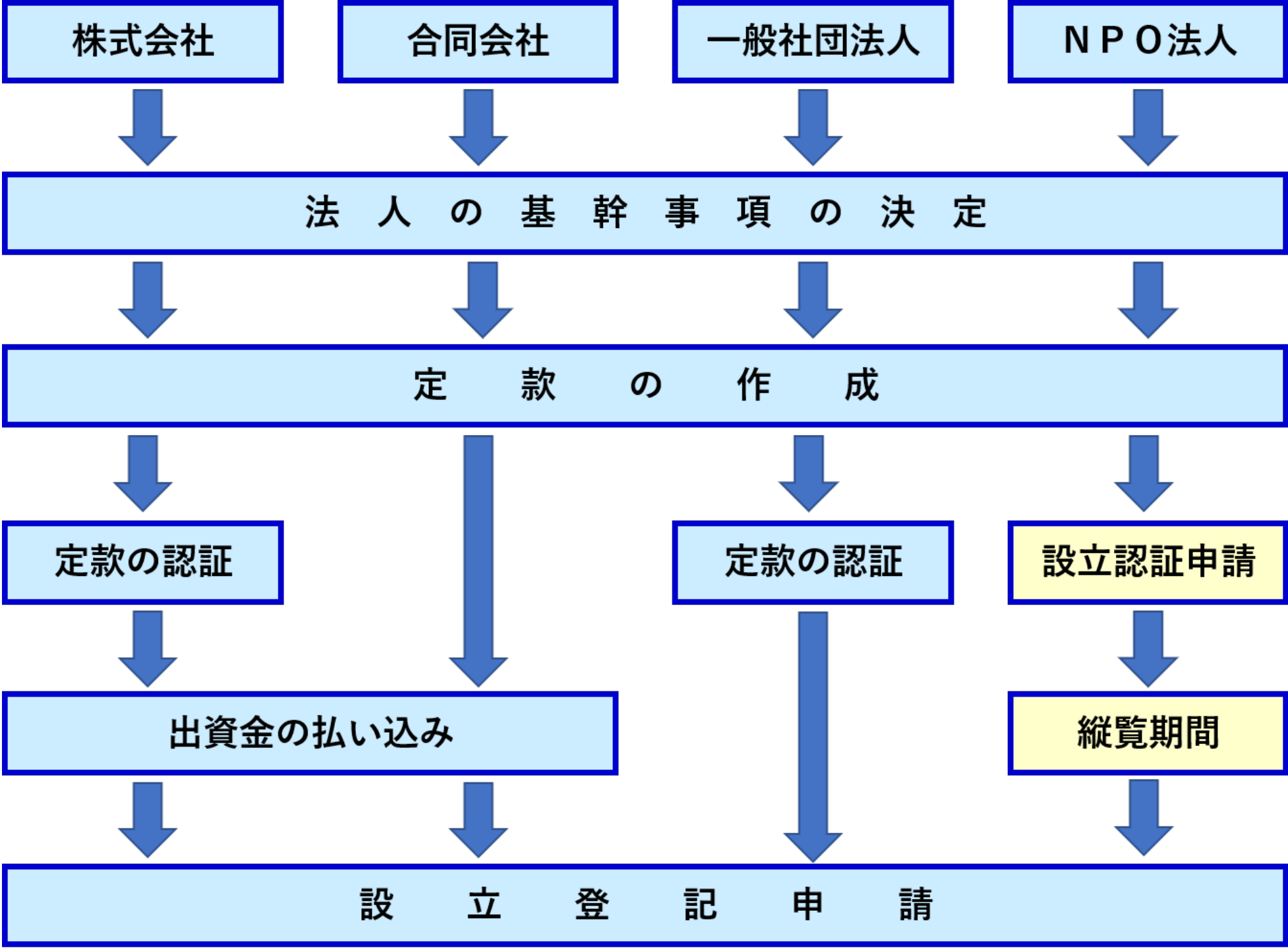
## ■ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

## ■ 隣保事業

## ■ 福祉サービス利用援助事業

## ■ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

では、実際に福祉や介護事業を行う  
法人を設立する場合に、定款に入れ  
なくてはならない目的の書き方は？





障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動  
援護

療養介護

生活介護

短期入所

重度障害者等包括支援

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援（A型・B型）

就労定着支援

自立生活援助

共同生活援助

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく障害者支援施設</p>	<p>施設入所支援 施設障害福祉サービス</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく地域生活支援事業</p>	<p>移動支援 訪問入浴サービス 日中一時支援 地域活動支援センター</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく一般相談支援事業</p>	<p>地域移行支援 地域定着支援</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく特定相談支援事業</p>	<p>計画相談支援</p>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援

居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護	介護保険法に基づく居宅サービス事業
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	通所介護	
	通所リハビリテーション	
	短期入所生活介護	
	短期入所療養介護	
	特定施設入居者生活介護	
	福祉用具貸与	
特定福祉用具販売		



地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

居宅介護支援		介護保険法に基づく居宅介護支援事業
介護老人福祉施設		介護保険法に基づく施設サービス事業
介護老人保健施設		
介護医療院		
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	介護保険法に基づく介護予防サービス事業
	介護予防訪問看護	
	介護予防訪問リハビリテーション	
	介護予防通所リハビリテーション	
	介護予防短期入所生活介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護予防特定施設入居者生活介護	
	介護予防福祉用具貸与	
	特定介護予防福祉用具販売	

地域密着型介護 予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
第一号事業	第一号訪問事業（総合事業訪問介護）	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
	第一号通所事業（総合事業通所介護）	

## 児童福祉法に定める次の事業の経営または受託運営

- (1) 放課後児童健全育成事業（第二種社会福祉事業）
- (2) 地域子育て支援拠点事業（第二種社会福祉事業）
- (3) 一時預かり事業（第二種社会福祉事業）
- (4) 小規模保育事業（第二種社会福祉事業）
- (5) 病児保育事業（第二種社会福祉事業）
- (6) 児童厚生施設の経営（第二種社会福祉事業）

法人設立は最初はできれば自分で！

法務局に行けば親切に教えてくれます

会社は誰でも作れますが

そこに魂を込めないとただの箱になるので

注意してください！